

令和 8 年湖北広域行政事務センター議会

第 2 回定例会 提出議案の概要

3 議案

- ・ 補正予算 1 議案
- ・ 決算認定 1 議案
- ・ 条例改正 1 議案

令和8年湖北広域行政事務センター議会

第2回定例会 提出議案の概要

【補正予算】

所管課	内 容														
総務課	議案第5号 令和8年度湖北広域行政事務センター一般会計補正予算（第1号） （1） 補正予算 1） 管理者給与等予算の減額 ①趣旨 ・ 令和8年4月から管理者が長浜市副市長を兼任。 ・ 同年7月以降、引き続き管理者に選任。（R8.6.29 同意議決） 上記2点に基づき、令和8年度分の管理者給与等予算及び財源を補正するもの。 ②補正予算額 △11,689 千円（下表のとおり） 【歳入】 <table border="1"> <tr> <td>繰越金</td><td>△11,689 千円</td></tr> <tr> <td>計</td><td>△11,689 千円</td></tr> </table> 【歳出】 <table border="1"> <tr> <td>一般管理費 報酬</td><td>240 千円</td></tr> <tr> <td>同 給料</td><td>△6,960 千円</td></tr> <tr> <td>同 職員手当等</td><td>△2,982 千円</td></tr> <tr> <td>同 共済費</td><td>△1,987 千円</td></tr> <tr> <td>計</td><td>△11,689 千円</td></tr> </table>	繰越金	△11,689 千円	計	△11,689 千円	一般管理費 報酬	240 千円	同 給料	△6,960 千円	同 職員手当等	△2,982 千円	同 共済費	△1,987 千円	計	△11,689 千円
繰越金	△11,689 千円														
計	△11,689 千円														
一般管理費 報酬	240 千円														
同 給料	△6,960 千円														
同 職員手当等	△2,982 千円														
同 共済費	△1,987 千円														
計	△11,689 千円														
業務課	2） 中東情勢の影響に伴うセンター運営経費の増額 ①趣旨 i. こもれば苑で火葬炉運転に使用する灯油の購入単価が高騰していることから、業務に支障が生じないように必要経費を補正するもの。 ii. 一部他自治体でのごみ指定袋の品薄に関する報道により、センター管内の販売登録店でも在庫確保のため注文が増加している。 今後の情勢の見通しが困難であることから、センター在庫を確保し安定供給を継続するため、ごみ指定袋の追加購入を行うもの。 ②補正予算額 i. 4,300 千円 ii. 18,483 千円 計 22,783 千円														

施設整備課

【歳入】

繰越金	22,783 千円
計	22,783 千円

【歳出】

i 斎場費 需用費 燃料費	4,300 千円
ii 塵芥収集費 需用費 消耗品費	18,483 千円
計	22,783 千円

3) 新施設整備運営事業における財源更正及び事業費補正

①趣旨

- i. 令和8年度環境省交付金の交付決定内容に基づく細節名称の変更。
- ii. iに基づき、補助対象事業費に限り、起債協議区分及び充当率※1が変更となることから、起債限度額及び構成市負担金の財源更正のほか、令和8年度事業費の補正※2、※3、※4を行うもの。（事業費総額の変更なし）

※1 当初 一般廃棄物処理事業債（補助事業：充当率 90%）
 変更後（今回） 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
 （補助事業：充当率 100%）

※2 充当率が 90%から 100%に変更となったことから、事業費の財源を構成市負担金から組合債に変更するもの。

※3 事業契約においては、工事出来高のうち、構成市負担金の 70%分を工事実施の当年度に支払い、30%分を施設運営期間（R10～の 18 年間）に分割払いをする契約である。今回補助事業分の起債充当率が 100%になったため、施設運営期間に予算化を計画していた令和8年度に係る 30%分の事業費を一括して予算化するもの。

※4 上記に伴う構成市負担金は、納入後センター基金に積立を行う。

②補正予算額

- i. 0 千円（交付金総額の変更なし）
- ii. 436,000 千円
- 計 436,000 千円

【歳入】

ii 組合債 - 衛生債	436,000 千円
計	436,000 千円

【歳出】

ii 施設整備費 工事請負費	130,820 千円
ii 施設整備基金費 積立金	305,180 千円
計	436,000 千円

業務課	(2) 債務負担行為の設定 1) 可燃ごみ及び資源ごみ収集運搬業務（一部地域） ①趣旨 ・ 現在契約済の管内一部地域における、資源ごみ収集運搬業務及び可燃ごみ等収集運搬業務の履行期間が令和9年度末で満了となることから、令和10年度以降の業務を一括で発注するもの。 ・ 当該収集業務を実施するにあたり、収集車両の手配等受託者による準備行為に一定の時間を要するため、あらかじめ債務負担行為を設定するもの。 ②債務負担行為期間：令和8年度から令和12年度まで ③債務負担行為額：8億1,187万円
クリスタルプラザ	2) 焼却灰等運搬業務 ①趣旨 ・ 令和10年4月に稼働するエコパーク湖北（熱回収施設）の焼却処理によって発生する焼却灰等を積み込み、大阪湾広域臨海環境整備センターの尼崎基地まで運搬等を行う業務。 ・ 令和10年度から当該業務を実施するにあたり、運搬車両の手配等受託者による準備行為に一定の時間を要するため、あらかじめ債務負担行為を設定するもの。 ②債務負担行為期間：令和8年度から令和12年度まで ③債務負担行為額：1億1,353万円

【決算関係】

所管課	内 容
各所属	<u>議案第6号 令和7年度湖北広域行政事務センター一般会計歳入歳出決算の認定について</u> 決算概要書のとおり

【条例関係】

所管課	内 容
クリーンプラント	<u>議案第7号 湖北広域行政事務センター一般廃棄物最終処分場ならびに粗大ごみ処理施設の設置および管理に関する条例及び湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部改正について</u> ①趣旨 令和8年3月3日付で滋賀県知事から、杉沢一般廃棄物最終処分場が「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に規定する廃止基準に適合していると認められたことから、同施設を廃止することとし、関係条例の一部改正を行うもの。 ※杉沢一般廃棄物最終処分場 埋立期間：昭和58年4月～平成2年3月 埋立終了後も水処理、施設管理を継続実施。 ②主な改正内容 各条例中、杉沢一般廃棄物最終処分場名称を削除する。 ③施行期日 公布の日から